**インターンシップに関する契約書**

カンダまちおこし株式会社（以下「甲」とする）と○○○○（以下「乙」とする）は、甲が乙をインターンシップとして受け入れる（以下「本インターンシップ」という）にあたって、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条

本インターンシップは以下の目的のために実施する。

1. 乙に対して職業体験の機会を与え、社会に対する理解を深めること

但し、十六フィナンシャルグループをはじめとする企業への就職活動で有利になる扱いをすることは一切ない

(2)　甲の職場の活性化を図ること

（実習期間）

第２条

本インターンシップの実習期間は令和◯年◯月○日から令和◯年◯月○日までの間で、甲、乙が協議して決定するものとする。

（実習場所）

第3条

本インターンシップにおける実習場所は、甲の事務所または甲の指定する場所、もしくは在宅（オンライン）とする。

（報酬）

第4条

本インターンシップは無償とし、甲は乙に対して対価を支払わないものとする。実習に必要な経費（交通費、食事代、滞在費等）は原則乙の負担とする。必要に応じて個別に協議する。

（秘密保持）

第５条

1. 秘密情報とは、甲が乙に対して書面、口頭、電子メールその他方法を問わず開示した技術上または営業上の情報であって、開示の際に秘密情報である旨表明した一切の情報をいう。ただし、次の各号に該当する情報については、秘密情報に含まれない。
	1. 甲から開示を受けた時点で既に公知であった情報
	2. 甲から開示を受ける前に乙が取得していた情報
	3. 乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
	4. 甲から開示を受けた後、乙の責に帰すべき事由によらないで公知となった情報
2. 乙は、甲から知り得た秘密情報を第三者に開示し、または漏洩してはならない。
3. 乙は、甲から知り得た秘密保持対象の情報について、厳重に管理取扱いを行うこと、甲の許可なく、複製しないこと、第三者に貸与、譲渡、または漏洩しないこと、および甲からの返却または破棄の請求がある場合はこれに従うことを遵守する。
4. 乙は、本契約が終了したとき、または甲から要請を受けたときは、直ちに秘密情報が記録された書面その他の媒体（複製、複写または要約されたものを含む。）の一切を甲に返還しなければならない。
5. 甲は乙に対し、前項に代えて、前項に記載された媒体を乙の責任で廃棄をするとともに、かかる廃棄の事実を証明する文書を提出するよう求めることができる。
6. 甲は、乙が本条に違反した場合、乙に対して、秘密情報の使用を差し止めることができる。
7. 本条の規定は、本契約の実習期間終了後も効力を有する。

（成果物の取り扱い、知的財産の帰属）

第6条

乙が作成した成果物に関しては、以下のとおり取り扱うこととする。

(1)　甲、乙は、本インターンシップによって得られた成果を公表する場合は、事前に甲もしくは乙の書面による了解を得るものとする。

(2)　前項の成果の公表等により、将来期待される利益が侵害されるおそれがあると判断される部分については、甲と乙が協議の上、公表の時期・方法等について定めるものとする。

(3)　乙からの情報提供を受けインターンシップ中に甲が制作した著作権（著作権法第27及び第28条の権利を含む）、及び業務の過程で生じた発明その他知的財産又はノウハウ等に係る知的財産権は、すべて甲に帰属するものとする。

（損害賠償）

第7条

　乙は、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合に限り、甲に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（実習中の事故）

第8条

　実習中および実習場所への移動中における事故等により、乙が傷害を負った場合又は乙が関係者に損害を与えた場合、甲の故意または重過失がある場合を除き、乙がその責を負う。

（その他）

第9条

本契約に定めがない事項については、甲と乙が協議の上定めることとする。

本契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、甲乙電子署名のうえ、各自保管する。

令和◯年◯月◯日

甲　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　　　　　　　　　　　　　印